

給与関係閣僚会議議事要旨

開催日時：令和8年8月7日（金）（構成員全員による持ち回り開催）

議事内容：

○木原内閣官房長官（議長）

- ・ 本日、人事院から職員の給与改定等に関する勧告が行われたことを踏まえ、国家公務員の給与の取扱い等を協議するため、給与関係閣僚会議を開催します。

○松本国家公務員制度担当大臣

- ・ 今回の給与勧告は、民間給与の実態を反映し、月例給・ボーナスともに5年連続で引上げ勧告となりました。
- ・ 政府としては、人事院勧告制度を尊重するとの基本姿勢に立って、国政全般の観点から給与関係閣僚会議において検討を進め、早急に結論を出す必要があると考えます。
- ・ なお、今回は給与勧告のほか、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正についての勧告及び国家公務員災害補償法の改正についての意見の申出も提出されており、必要な対応を検討してまいります。
- ・ また、特別職の国家公務員の給与の取扱いについても検討してまいります。

○片山財務大臣

- ・ 今回の人事院勧告を実施した場合における給与改定の所要額は、一般会計で約3,140億円、特別会計で約680億円となり、重複分を差し引いた純計は、約3,360億円となります。
- ・ 国家公務員が持てる能力を遺憾なく発揮し、国民生活と国益を支える役割を果たせるよう、処遇改善を進めることは重要です。一方で、人件費については、行政DXやその中核を担う人材育成、業務マネジメント等の取組が確実に進められるようにしつつ、既存体制の厳しい見直し等にも努めなければなりません。
- ・ 財政当局として、人事院勧告を尊重するという基本姿勢には変わりありませんが、その取扱いについては、慎重に検討を行っていく必要があると考えております。

○林総務大臣

- ・ 地方公務員の給与につきましては、地方公務員法の定めるところにより、国家公務員の給与等を考慮して決定すべきものであり、本年度の地方公務員の給与改定については、このような考え方に立って対処するものと考えております。
- ・ また、地方公共団体における適正な定員管理や給与の適正化につきましても、これを引き続き推進してまいりたいと考えております。

○上野厚生労働大臣

- ・ 本年の人事院勧告については、現下の経済・雇用情勢を踏まえ、様々な角度から真剣かつ慎重な検討が加えられ、出されたものであると認識しています。
- ・ 私としては、労働基本権制約の代償措置である人事院勧告制度を維持・尊重する立場

に立って、勧告どおり実施すべきであると考えます。

○城内内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）

- ・ 我が国経済は、春季労使交渉において３年連続で５％を上回る高水準の賃上げ率を達成しましたが、物価動向の先行きに不確実性が残る中、実質賃金のプラス定着が課題です。
- ・ こうした中、政府としては、2029年度までの間で、日本経済全体で年１％程度の実質賃金上昇を賃上げのノルムとして定着させることとしており、引き続き、事業者の皆様が継続的に賃上げできる環境を整えてまいります。
- ・ 今回の人事院勧告の内容は、こうした動きと整合的なものであると考えます。
- ・ このため、政府としては、国家公務員給与について、今回の人事院勧告の趣旨を尊重し、適切に対応をしていくべきであると考えます。

○木原内閣官房長官（議長）

- ・ 国家公務員の給与等の取扱いについて、関係閣僚から御意見をいただきました。人事院勧告制度を尊重するとの基本姿勢の下、国家公務員の人材確保の重要性も踏まえ、更に検討を進めていただきたいと存じます。

以 上